

主な改正点

項 目	【改正後】 伴走支援型特別保証制度・ 県新型コロナウイルス感染症対応資金	伴走支援型特別保証制度・ 県新型コロナウイルス感染症対応資金
申込 人 格 要 件	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。 （１）中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第２条第５項第４号の規定による認定を受けていること （２）保険法第２条第５項第５号の規定による認定を受けていること （３）次の①又は②からviのいずれかに該当すること ①最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５％以上減少していること ②i. 最近１か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して５％以上減少していること ii. 最近１か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して５％以上減少していること iii. 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して５％以上減少していること iv. 最近１か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して５％以上減少していること v. 最近１か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して５％以上減少していること vi. 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して５％以上減少していること	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。 （１）中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第２条第５項第４号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること （２）保険法第２条第５項第５号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること ①売上高等減少率が１５％以上であること ②売上高等減少率が１５％未満のものにあつては、最近１か月間に対応する前年同月の売上高が令和２年１月２９日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して１５％以上減少していること （３）次のいずれかに該当すること ①最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して１５％以上減少していること ②最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５％以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和２年１月２９日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して１５％以上減少していること
限度額	保証限度額１億円	保証限度額１億円
対象資金	４号、５号⇒経営の安定に必要な事業資金 一般⇒事業資金	４号、５号⇒経営の安定に必要な事業資金 一般⇒事業資金
対象金融機関	約定締結金融機関	約定締結金融機関
保証期間	１０年以内（据置５年以内） 一括返済は１年以内	１０年以内（据置５年以内） 一括返済は１年以内
返済方法	一括返済又は分割返済	一括返済又は分割返済

項 目	【改正後】伴走支援型特別保証制度・ 県新型コロナウイルス感染症対応資金	伴走支援型特別保証制度・ 県新型コロナウイルス感染症対応資金
信用保証料 (事業者負担)	4号、5号⇒借入金額に対し0.20% 一般⇒1.15%～0.20% ※条件変更保証料は補助対象外	4号、5号⇒借入金額に対し0.20% 一般⇒1.15%～0.20% ※条件変更保証料は補助対象外
担保	必要に応じて徴求する	必要に応じて徴求する
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない 経営者保証免除対応※を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない ※次の①及び②をみたす場合 ①直近の決算が資産超過であること。 ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されて おり、法人と経営者の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない 経営者保証免除対応※を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない ※次の①及び②をみたす場合 ①直近の決算が資産超過であること。 ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されて おり、法人と経営者の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
貸付利率 (利子補給)	1・2%（県利子補給率0・6%）	1・2%（県利子補給率0・6%）
借換	原則として責任共有対象（80%保証）を責任共有対象外（100%保証）で借換えは不可。 但し、同額借換に限り4号で危機指定期間中の5号（責任共有）を借換は可。	原則として責任共有対象（80%保証）を責任共有対象外（100%保証）で借換えは不可。
負担割合	4号⇒100% 5号、一般⇒80% 但し、責任共有対象外の同額借換に限り100%	4号⇒100% 5号、一般⇒80%
モニタリング フォローアップ	原則として、5事業年度、四半期毎に1回フォローアップを行う。 保証協会への報告は年1回。報告は保証協会を経由して経産産業省に提出する	原則として、5事業年度、四半期毎に1回フォローアップを行う。 保証協会への報告は年1回。報告は保証協会を経由して経産産業省に提出する
添付資料	経営行動計画書 資格要件（1）（2）⇒市町村長の認定書 資格要件（3）①⇒売上高減少要件確認書 資格要件（3）②i～iii⇒売上高総利益率減少要件確認書 資格要件（3）②iv～vi⇒売上高営業利益率減少要件確認書	経営行動計画書 資格要件（1）（2）⇒市町村長の認定書 資格要件（2）②（3）⇒売上高減少要件確認書